



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 椿本興業株式会社
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 春日部 博
(Tel. 06-4795-8806)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 114 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に係る議案並びに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案を上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

当社単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. に記載の株式併合に係る議案並びに下記 3. に記載の単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が原案どおり可決されることを条件として、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. 単元株式数の変更に記載のとおり、当社株式の単元株式数を100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、当社株式について5株を1株に併合するとともに、併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を8,000万株から1,600万株に変更するものであります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 16,000,000株（併合前 80,000,000株）
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	32,489,845株
併合により減少する株式数	25,991,876株
併合後の発行済株式総数	6,497,969株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合から算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満所有株主	289名（8.609%）	391株（0.001%）
5株以上所有株主	3,068名（91.391%）	32,489,454株（99.999%）
総株主	3,357名（100.000%）	32,489,845株（100.000%）

（注）上記株主構成を前提として併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様289名（所有株式数の合計391株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに下記3.に記載の単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が原案どおり可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記2.株式併合に記載のとおり、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、上記1.単元株式数の変更に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって、本附則を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条(条文省略)	第1条～第5条(現行どおり)
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600</u> 万株とする。
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第51条(条文省略)	第9条～第51条(現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとし、同日の経過をもって、本附則を削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記2.に記載の株式併合に係る議案並びに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る本定款一部変更議案が原案どおり可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月9日(火)
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(木)(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成29年9月26日(火)(予定)
100株単位での売買開始日	平成29年9月27日(水)(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(日)(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(日)(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(日)(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日は、平成29年10月1日(予定)ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更となる日は、平成29年9月27日(予定)であります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることをいいます。今般、当社では、1,000株から100株への単元株式数の変更と5株を1株とする株式併合を予定しております。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社におきましても、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。併せて、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）にするため、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 所有株式数と議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成29年10月1日予定）前後で、ご所有の株式数および議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後		
例	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	2,000株	2個	400株	4個	なし
②	1,234株	1個	246株	2個	0.8株
③	1,000株	1個	200株	2個	なし
④	789株	なし	157株	1個	0.8株
⑤	123株	なし	24株	なし	0.6株
⑥	4株	なし	0株	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、④、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年12月上旬頃にお支払いさせていただき予定しております。また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なお、例②、④、⑤、⑥の株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか。

A4. 株式併合を実施しても、その前後で、当社の資産や資本に変更は生じませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値は変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A5. 株式併合により、株主様のご所有の株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合によって株主様のお受け取りになられる配当金の総額に影響が生じることありません。ただし、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6. 株主は何か手続きが必要ですか。

A6. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記Q3.のとおり、株式併合により端数株式が生じた場合は、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株式の売買停止期間はありますか。

A 9. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日程などの関係で、現在の売買単位株式数（1,000 株）でのお取引は平成 29 年 9 月 26 日（火）まで、新しい売買単位株式数である 100 株単位でのお取引は、平成 29 年 9 月 27 日（水）からとなる予定です。

Q10. 今後のスケジュールはどうなりますか。

A10. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日（木）	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 26 日（火）	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日（水）	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日（日）	単元株式数の変更の効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日（日）	株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日（日）	定款一部変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更、株式の併合、単元未満株式の買増しや買取りその他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または下記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

※ 当社株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以 上